○関東地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字深堀五六一一番一から同町鰍沢字前山五四二〇番三まで	前	九・〇～一六・五五メートル	一・一七一キロメートル
	後	九・六八～一七・六九メートル	一・一七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南アルプス市飯野字宮東二三九八番一から同市百々字堰間二三九番一まで	前	八・六五～二〇・五一メートル	〇・一〇四キロメートル
	後	九・五五～二二・五八メートル	〇・一〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富士吉田市上吉田字堰林二二九七番二地内	前	一四・一一～一四・九九メートル	〇・〇七三キロメートル
	後	一五・二二～二六・七五メートル	〇・〇七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市木津八三四番三地内	前	一三・八〇～一八・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	一八・〇〇～〇・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	かほく市木津八二二番一から同市木津八三九番五まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十日

○近畿地方整備局告示第十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年二月十日　近畿地方整備局長　森　昌文

第1　起業者の名称　和歌山県

第2　事業の種類　一級河川紀の川水系住吉川改修工事（左岸：和歌山県岩出市中島字櫨ノ木地内、右岸：同市吉田字鷺ノ瀬地内から左岸：同市中黒字前島地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県岩出市中島字櫨ノ木、中黒字前島並びに吉田字鷺ノ瀬及び字枠ノ内地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸：和歌山県岩出市中島字鷺ノ瀬地内、右岸：同市吉田字鷺ノ瀬地内から左岸：同市中黒字前島地内、右岸：同市吉田字枠ノ内地内までの延長960mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川紀の川水系住吉川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うとされているところ、同条第2項の規定において国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされていることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川紀の川水系住吉川（以下「住吉川」という。）は、和歌山県岩出市安上地内の和泉山脈の山麓を源流とし、岩出市の中央から南西に向けて流下し、途中、右支川の居家川及び相谷川を合わせ、一級河川紀の川水系紀の川（以下「紀の川」という。）の12.4km地点に合流する流路延長5,210mの河川であり、住吉川流域の面積は、支川である相谷川等の流域面積とを合わせた10.2km²である。